



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 藤 澤 信 義
(コード番号	8 5 0 8 )
(上場取引所	大阪証券取引所 市場 第 2 部 )
問い合わせ先	取 締 役 黒 田 一 紀
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

## ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/ 上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社以外の全株主の皆様を対象としたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）による資金調達を行うこと（以下「本ライツ・オファリング」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ライツ・オファリングとは、新株予約権を全ての株主に対し無償で割り当て（以下、当該割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）、かつ本新株予約権が上場され市場で売買できる資金調達方法です。

### 記

#### 1. 本ライツ・オファリングの目的等

##### (1) 当社グループの事業について

当社は株式会社一光商事として昭和 52 年 3 月に中小企業及び個人事業主向けの商業手形割引や手形貸付け等の貸金事業からスタートし、事業者向け金融業の拡大を図り、平成 10 年 9 月大阪証券取引所市場第二部に上場いたしました。平成 12 年の商工ローン問題及び出資法の上限金利の引下げ、平成 18 年の過払利息返還請求問題により営業活動の縮小を余儀なくされました。その後、平成 20 年 3 月に藤澤信義氏（現当社代表取締役社長）が、当社株式を対象として公開買付けを実施し当社の筆頭株主となった後、以下のとおり、営業貸付金等を中心とした債権買取りや M&A 等を積極的に行うことにより、外部の経営資源を獲得しながら事業基盤の強化、事業規模・事業分野を拡大させてまいりました。

また、現在当社グループが営む事業分野につきましても、創業以来営んできた事業者向け貸金事業に留まらず、消費者向け貸金事業、債権管理・回収事業及びクレジットカード事業等を含む国内金融事業、韓国における貯蓄銀行業を中心とした海外金融事業、また、アミューズメント事業、不動産事業、及びその他の事業等、当社グループの企業価値の向上に資する分野にその範囲を拡大さ

せてまいりました。なお、当社は平成 22 年 10 月に、グループ各社の事業戦略を包括的に立案し、業務のサポートを行う持株会社体制に移行し、事業活動を展開しております。

《当社グループによる営業貸付金等を中心とした債権買取りやM&A等の実績》

平成 21 年 3 月	阪急電鉄株式会社より株式会社ステーションファイナンス（現 株式会社日本保証）の全株式及び貸付金債権を 238 億円にて買取り、当社の連結子会社とする。
平成 22 年 3 月	株式会社西京銀行より西京カード株式会社の株式の 50%を取得（平成 21 年 5 月の 30%取得済みと合わせて 80%、計 10 億円にて取得）し、当社の連結子会社とする。
平成 22 年 9 月	株式会社ロプロ（現 株式会社日本保証）の全株式を 3 億円で取得し、当社の連結子会社とする。
平成 23 年 8 月	楽天株式会社よりKCカード株式会社（旧 楽天KC株式会社）の株式（議決権割合 97.76%）及び貸付金債権を 414 億円で買取り、当社の連結子会社とする。
平成 24 年 3 月	更生会社株式会社武富士の消費者向け貸金事業を約 252 億円で吸収分割方式により、株式会社ロプロ（現 株式会社日本保証）が承継する。
平成 24 年 4 月	株式会社ネクストジャパンホールディングスを株式交換により当社の連結子会社とする。（株式交換による当社発行株式は 16 億円相当）
平成 24 年 6 月	アドアーズ株式会社を支配力基準にて当社の連結子会社とする。
平成 24 年 7 月	J T インベストメント株式会社（旧 ネオラインホールディングス株式会社）の全株式を 110 億円にて取得し、同社及び同社の子会社である株式会社クレディア、株式会社エーエーディ、NLバリューキャピタル株式会社の計 4 社を当社の連結子会社とする。
平成 24 年 8 月	当社の連結子会社であるKCカード株式会社が韓国の株式会社未来貯蓄銀行の一部資産及び負債を承継する受け皿として親愛株式会社を約 8 億円（120 億ウォン）にて設立する。（なお、親愛株式会社は、平成 24 年 10 月 5 日付で、韓国における貯蓄銀行業の認可を取得するとともに、商号を「親愛貯蓄銀行株式会社」へ変更し、同時に約 48 億円（690 億ウォン）の追加出資を実施。）※1 ウォン=0.069 円
平成 25 年 1 月	韓国預金保険公社の管理下にある株式会社ソロモン貯蓄銀行より、消費者向け営業債権を約 302 億円（3,771 億ウォン）にて買取る。※1 ウォン=0.0802 円

これらの債権買取りやM&A等の成果もあり、平成 20 年 3 月期以降 6 期連続して当期純利益を計上するとともに配当を実施し、平成 25 年 3 月期には連結総資産が 218,706 百万円、連結純資産が 70,895 百万円、連結営業収益が 55,683 百万円、連結経常利益が 13,704 百万円、連結当期純利益は 13,309 百万円となりました。

当社といたしましては、このように当社グループが事業規模及び範囲を拡大することができた主な要因としては、a) 債権買取りやM&Aを行うという経営戦略を積極的に展開したこと、b) 金融機関からの借入りに過度に依存せず、キャッシュフローを重視した経営を行うことにより、適正な手元流動性資金を確保することで機動的かつ効果的な債権買取りやM&Aの実施を可能としたこと、c) M&A実施後においては、リスク管理を基本とした事業運営により、その成果を早期に実現させてきたこと、d) 迅速な意思決定を可能とする体制を構築し、外部環境の変化に対応しつつ主要な経営課題に取り組んできたこと、e) 不動産評価を含む与信審査ノウハウの蓄積により貸倒れを極力抑

えた有担保又は無担保の貸付け及び信用保証を行うことで、信用リスクをコントロールしつつ収益の拡大を図ってきたこと等を挙げるができるものと認識しております。

上記のとおり、当社グループは、債権買取りやM&Aを行うことで、事業基盤を強化させると同時に、事業規模及び事業分野の拡大を実現してまいりました。今後も、既存事業の拡大発展はもとより、国内外を問わない債権買取りやM&Aを行うことで、事業規模を拡大するとともに、当社グループとシナジーを見込むことができる事業分野に新たに進出することで、企業価値の向上を図ってまいります。

## (2)本ライツ・オフリングの目的

当社としては、下記「①国内外の既存事業の強化と今後の展開」に記載のとおり、金融事業を中心とした債権買取りやM&Aを柱とする事業展開を行うために必要とされる手元資金の確保、及び、下記「②資本基盤の整備」に記載のとおり財務基盤を更に強固なものにしていくため、本ライツ・オフリングによって資金を調達することといたしました。

### ①国内外の既存事業の強化と今後の展開

#### (a) 国内金融事業の強化及び展開

国内金融事業については、既存事業の拡大を目指すとともに、これまで蓄積してきた各種ノウハウを活用して、下記のとおり債権買取りやM&A等を含めた幅広い戦略を採用することで、事業基盤を強化しつつ、事業規模・事業分野の拡大を図ってまいります。

国内金融事業のうち、信用保証事業につきましては、銀行、信用金庫や信用組合を中心に保証業務に係る提携を行い、提携先金融機関を拡大していくとともに、既存の提携先金融機関との関係を着実に強化してまいります。このような提携先の拡大及び関係強化のための手段の一つとして、相手先金融機関との信頼関係構築のために、資本業務提携を行うことも検討してまいります。

事業者向け・消費者向け貸金事業、債権管理・回収事業及びクレジットカード事業等につきましては、これまで事業者金融会社あるいは消費者金融会社に対するM&Aを行ってきたところですが、今後は、信販・クレジットカード事業会社についてもかかる検討を行い、当社グループのノウハウを導入することにより、信販・クレジットカード事業の拡大を図ってまいります。また、クレジットカード事業については、M&Aによる規模の拡大だけでなく、複数のB to C事業会社との業務提携やM&Aを進め、シナジー効果を発揮させることにより、顧客基盤の拡大等を図るとともに、クレジットカードの決済機能を使ったサービスや商品の多様化により、収益性の向上を図ってまいります。

#### (b) 国外金融事業の強化及び展開

当社グループでは、与信・債権管理回収等のリテール・ファイナンスに係るノウハウ及び国内で蓄積した債権買取りやM&Aの経験を活用した海外市場への進出を企図しております。

当社グループは、親愛貯蓄銀行を通じ、日本と比較して相対的に高い金利水準となっている一方で、信用情報機関等の金融インフラが先進国並みに整備されている韓国において、新規貸付けや債権買取り業務を展開することによって、高い営業利益率のビジネスモデルを実現しております。当社は、今後も他の金融機関の債権買取りやM&Aにより、リテール・ファイナンスを中心に、親愛貯蓄銀行の債権残高を拡大させ、利益の最大化を図ってまいります。かかる事業拡大

の結果、自己資本比率が低下した場合は、今回の調達資金の一部を当該出資金に充当していくことを検討しております。

さらに、当社グループは、新興国における経済成長による恩恵を享受することを目的として、東アジア及び東南アジア等の新興国においても、銀行業を中心とした金融分野での参入を視野に入れております。当社としては、当社グループが日本国内において確立し当社グループの成長の源泉となっているリテール・ファイナンスのビジネスモデルをベースに、進出地域の風土・法規制に応じて業態等にカスタマイズを加えながら移植して、利益率の高い事業展開を行ってまいりたいと考えております。そのために、M&Aや債権買取りの機会を積極的に追求してまいります。

#### (c) 国内のその他事業の強化及び展開

不動産事業については、当社の子会社であるキーノート株式会社における不動産担保ローンで培った不動産評価、情報収集力及び不動産活用等の提案力を活かし、既存の戸建分譲事業の強化はもとより、事業環境に応じて、収益用不動産の保有による賃貸経営及び不動産流動化事業等を展開し、収益の拡大を図ってまいります。

次に、アミューズメント事業については、主力の店舗型アミューズメント施設の運営に加えて、中長期的な観点から、新たな収益の柱を確保するため、アミューズメント事業で培った店舗開発力、店舗運営ノウハウ及び接客力を活かすことのできる新たな事業分野への進出を企図しております。

#### (d) 株式会社整理回収機構との債務解消に向けた協議

当社グループは、かつて日本振興銀行株式会社からの融資を受けており、同行の破綻後はその当社グループに対する債権は、株式会社整理回収機構（以下「RCC」といい、当社グループのRCCに対する債務を総称して「RCC債務」といいます。）に移管されております。当社グループは、RCC債務（本プレスリリース公表日現在の債務残高：約225億円、残存期間：6年超、金利：4%（年率）固定）については、十分な期限の利益を有していることも踏まえつつ、契約に従い返済を行ってきておりますが、当社の意図に反して、当社グループがRCCを介して、公的支援を受けているような誤解を受けてしまう状況になっております。このため、当社グループは、RCC債務の解消に向け、繰上弁済に係る協議を行っております。なお、RCC債務の解消に向けた合意が成立する場合には、今回の調達資金の一部を繰上弁済に係る資金に充当することを検討しております。

このように、当社グループは、国内外を問わず、これまでの成長の源泉であった債権買取りやM&Aの手法を活用して、新たな事業機会を捉え、更なる成長を遂げることより、リテール・ファイナンス・カンパニーとして、日本のみならずグローバルにも、有力なプレイヤーの一員となることを目指しております。そのためには、戦略的な手元資金を充実させることが必要と考え、本ライツ・オファリングにより資金調達を行うことといたしました。

#### ②資本基盤の整備

上記「①(b) 国外金融事業の強化及び展開」に記載のとおり、今後、海外における金融事業へ進出していくにあたっては、現地金融当局の許認可が必要であり、その際に、参入者の財務内容の健全性が求められます。また、銀行を経営していくに当たり、当該銀行に加え、株主である当社におい



ても、財務内容の健全性を維持していくことが求められます。また、当社グループが信用保証事業を拡大していくためにも、当社グループの信用力の維持・向上が必要です。

以上のように、本ライツ・オファリングを通じて、現時点において十分な手元流動性を確保し、資本基盤を整備することにより、今後の当社グループの債権買取りやM&Aを行い、時代に即応した新たなビジネスを展開していくことが可能となり、ひいては将来の利益成長、企業価値の向上につながるものと考えております。

### (3)本ライツ・オファリングを選択した理由

当社グループは、株主の皆様への利益に配慮しつつ、かつ上記「(2)本ライツ・オファリングの目的」を実現するため、様々な資金調達方法について、資金調達額、株主の皆様への持分の希薄化の影響等を踏まえて慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、以下の理由により、本ライツ・オファリングが、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主の皆様にとっての最適な資金調達方法であるとの結論に至りました。

#### ① 本ライツ・オファリング（ノンコミットメント型）を採用した理由

##### (a) ライツ・オファリングを採用した理由

当社といたしましては、ライツ・オファリングの以下のような特長から、資金調達方法としてはライツ・オファリングが最も適した方法であると判断いたしました。

ライツ・オファリングの特長として、全ての株主の皆様へ本新株予約権を無償で割り当てるという方法を選択することにより、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を広くご理解いただき、また、株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられるため、株主の皆様にとって平等な機会を提供することができることとなるものと考えております。まず、本新株予約権を行使することによって、各株主の皆様への持分の希薄化を回避することが可能です。また、新株予約権無償割当てという形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）へ上場される予定であるため、本新株予約権を行使されないご意向をお持ちの株主の皆様におかれましては、本新株予約権を市場で売却することも可能となっており、本新株予約権を行使しない場合でも持分の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが可能であると考えられます。

##### (b) ノンコミットメント型ライツ・オファリングを採用した理由

当社は、本ライツ・オファリングに当たって、発行会社が権利行使期間終了後に行使されなかった新株予約権を一括して取得した後、特定の証券会社が発行会社から当該新株予約権を譲り受けた上で行使することを約束し、取得した株式を市場等で売却するスキームであるコミットメント型ライツ・オファリングと、そうした証券会社による一括取得の約束のないノンコミットメント型ライツ・オファリングを比較検討した上で、債権買取りやM&Aを活用した機動的な経営戦略を遂行するための資金を現時点で可能な限り確保しておくという目的に鑑みて、過去事例が多く、証券会社による引受けもないため、調達条件、案件の実施時期や費用等にかかる見込みを立て易く、かつ、これらの調達条件等が当社の意向と合致しているノンコミットメント型ライツ・オファリングを採用することといたしました。コミットメント型ライツ・オファリングについては、発行会社にとっては、発行時点において調達金額が確定するという利点があります。一方で、

当社が企図する資金調達の金額や時期を前提とすると、国内におけるコミットメント型ライツ・オファリングの前例が案件の数及び規模の点で限定されていることや近時の株式市場が急騰しており、不確定要素が多いこと等のために、当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せておらず、また、今後、そのような証券会社が見つかるという確証はなく、当社が期待する時期における資金調達が困難となるおそれがあること、加えて、当社発行済株式数の47.5%を保有している当社代表取締役藤澤信義氏が、同氏に割り当てられる新株予約権を最大限行使する予定である（但し、本日以降ライツ・オファリングの行使期間満了までの当社普通株式の市場価格及びその見込みによってはかかる行使の全部又は一部が行われない可能性もある）旨の意向を当社に表明しており（下記「9. 筆頭株主の権利行使予定」にて詳細をご参照ください。）、引受証券会社による未行使新株予約権の行使の約束がなくても、相応の新株予約権の行使が見込まれることなどから、本件においてはノンコミットメント型ライツ・オファリングがより望ましい資金調達方法と判断するに至りました。

## ②その他の資金調達方法の検討について

当社は、ライツ・オファリング以外に以下のような資金調達方法も検討いたしましたが、それぞれ以下のような理由により、採用するに至りませんでした。

### (a) 金融機関からの借入れ

国内外での幅の広い事業展開を視野に入れる場合、現時点においては自己資本を充実させることで財務基盤を強固にすることが必要と考えていることから金融機関からの融資よりも、資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと認識しております。

### (b) 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではありますが、大型の公募増資を実施することによる既存株主の皆様における持分の希薄化の影響等に鑑み、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

### (c) 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、①割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、②本ライツ・オファリングにおいて調達を予定する資金の額（詳細は「4. 調達する資金の額及び資金の使途等」をご参照ください。）及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の皆様における持分の希薄化の影響が大きくなることが懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外いたしました。

### (d) 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない株主の皆様が持分の希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、株主の皆様の利益及び持分の希薄化の影響の観点では必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外しております。

以上のように、当社といたしましては、本ライツ・オフリングが、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

## 2. ライツ・オフリングの概要

### (1) 無償割当ての方法

平成25年5月30日（木）を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社普通株式1株につき1個の割合でJトラスト株式会社第4回新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第277条）の方法により割り当てます。

### (2) 新株予約権の内容等

①新株予約権の名称	Jトラスト株式会社 第4回新株予約権
②新株予約権の目的となる株式の種類及び総数	当社普通株式 62,816,288株 ※本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年5月13日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込み数である（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。）。
③発行新株予約権総数	株主確定日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数
④割当てを受ける株主の有する株式の種類	当社普通株式
⑤新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）及び目的となる株式	1株（1個）につき1,800円 本新株予約権1個当たり、当社普通株式1株
⑥新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	1株（1個）につき900円
⑦新株予約権の権利行使期間	平成25年7月5日（金）から平成25年7月30日（火）まで（予定）
⑧新株予約権の株主様の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
⑨新株予約権の当社の取得事由	本新株予約権の取得事由は定めない。
⑩新株予約権の行使請求の方法	(1)本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 (2)直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
⑪その他投資判断上重要又は必要な事項	(1)当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交

	<p>付いたします（自己株式による交付は予定しておりません）。</p> <p>(2)本書面及び平成25年5月14日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書 (URL:<a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a>) を熟読された上で、株主又は投資家の皆様の責任においてご判断ください。</p> <p>※各株主の皆様における手続の詳細につきましては、平成25年5月14日付公表の「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&amp;A）」 URL:<a href="http://www.jt-corp.co.jp/html">http://www.jt-corp.co.jp/html</a>）をご参照ください。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国に居住する者については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国に居住する株主（その者に適用ある外国の法令により、かかる制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。

特に、本新株予約権の募集は、米国証券法ルール801に基づく登録免除の対象となっています。従って、米国居住者が本新株予約権の割当てを受けた場合、その割り当てられた新株予約権の転売を、レギュレーションSに従う取引以外で行うことは、同ルールの規定により禁止されています。

### 3. ライツ・オファリングの日程

日程	内容
平成25年5月14日(火)	取締役会決議 有価証券届出書提出 証券保管振替機構に対する総株主通知の請求
平成25年5月22日(水)	有価証券届出書による届出の効力発生日（予定）
平成25年5月30日(木)	株主確定日（予定） ※ 本新株予約権の割当て対象とする株主の確定日
平成25年5月31日(金)	本新株予約権無償割当ての効力発生日（予定） 本新株予約権上場日（予定）
平成25年6月18日(火)	本新株予約権の株主割当て通知書の送付日（予定）
平成25年7月5日(金)から 平成25年7月30日(火)まで	本新株予約権行使期間（予定）
平成25年7月24日(水)	(大阪証券取引所より後日発表) 本新株予約権上場廃止日(予定)



#### 4. 調達する資金の額及び資金の用途等

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

下記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額であり、平成25年5月13日(月)現在の当社発行済株式総数（当社が保有する自己株式の数を除く。）を基準とした見込額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

① 払込金額の総額	113,069,318,400円
② 発行諸費用の概算額	1,148,480,208円
③ 差引手取概算額	111,920,838,192円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用は、各口座管理機関への事務手数料565,346,592円、登記費用395,892,614円、フィナンシャル・アドバイザーへの業務委託報酬20,000,000円、その他諸費用（日本法及び米国法の各弁護士報酬、信託報酬、及び広告費等）167,241,002円からなります。

##### (2) 調達資金の用途

調達資金の用途については以下のとおりであります。

具体的な用途	金額(百万円)(注)	支出予定時期
債権買取りやM&A等のための資金	最大1,094億円	平成25年8月～平成29年3月
親愛貯蓄銀行への追加出資	最大25億円	平成25年8月～平成29年3月
合計	最大1,119億円	

(注) 上記「1. (2)①国内外の既存事業の強化と今後の展開」及び「1. (2)②資本基盤の整備」に記載のとおり、本ライツ・オフERINGにより調達する予定である資金全額（113,041百万円）については、以下に活用いたします。

①国内外での債権買取り及びM&A等に係る資金（上記「1. (2)本ライツ・オフERINGの目的」記載の方針に従い、最大1,094億円を、上記の支出予定時期に、国内外での債権買取り及びM&A等に充当する予定であります。）

②親愛貯蓄銀行への追加出資（上記「1. (2)本ライツ・オフERINGの目的」記載の方針のとおり、親愛貯蓄銀行では、新規貸付けや債権買取りにより更なる事業拡大を目指しており、事業拡大の結果自己資本比率が低下した場合は最大25億円の追加出資を行い、親愛貯蓄銀行において、主に、新規貸付け又は債権買取りに利用する予定です。）

なお、R C C債務の返済について合意に至る場合には、2013年8月以降に、R C C債務（本プレスリリース公表日現在の残高：225億円、残存期間：6年超、金利：4%（年率）固定）の繰上弁済（最大で現在の残高である225億円）に充当する可能性があります。

#### 5. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金につきましては、上記「4. (2) 調達資金の用途」に記載した資金用途を予定しており、新たな成長機会を把握した上で、スピーディな市場開拓及び事業展開を行うことによって収益力の向上を図るとともに、財務体質を強固にした上で今後の成長基盤を確立するこ

とによって中長期的な企業価値の向上を実現していくことを主たる目的としていることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、本ライツ・オファリングは株主の皆様の利益に資するものと考えております。

## 6. 発行条件の合理性

本新株予約権の1個当たりの割当株式数及び行使価額につきましては、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向及び既存株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様の本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案して決定いたしました。その結果、割当株式数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額につきましては、1株あたり1,800円（本新株予約権の割当決議日前営業日の当社普通株式の終値の42.9%）に設定いたしました。本ライツ・オファリングは当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が持分の希薄化、あるいは経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本ライツ・オファリングの発行条件については合理的であるとと考えております。

## 7. 業績に与える影響

本ライツ・オファリングが当社の単体業績及び連結業績に与える影響については、軽微であると見込んでおりますが、今後、「4.（2）調達資金の使途」に記載した資金使途に従い資金を運用する時期やその金額次第では、業績予想の修正が必要となる場合があり、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。なお、本ライツ・オファリングの実施によって、財務体質の更なる強化を図った上で国内外の事業強化を行うことで、中長期的な収益の向上に寄与するものと考えております。

## 8. 潜在株式による持分の希薄化情報等

平成25年5月13日現在における当社の発行済株式数は63,225,412株であり、そのうち当社が保有する自己株式数は409,124株であり、また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は62,816,288株です。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.35%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成25年5月30日（木）において当社株主の権利を有する株主の皆様につきましては、平成25年6月20日（木）頃に、本新株予約権割当状況に関する通知書が、各株主の皆様がお取引の証券会社様にご登録頂いている住所宛に届く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が有する持分の希薄化は生じないこととなります。ただし、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、当該持分について希薄化が生じる可能性がありますのでご注意ください。

なお、本新株予約権は大阪証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。

このように、本ライツ・オファリングは当社の企業価値の向上のための資金調達を行うものであり、これに加えて、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案した結果、今回の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年5月13日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	63,225,412	100.0%
現時点における潜在株式数	1,474,880	2.33%
現時点における自己株式数	409,124	0.65%
本新株予約権に係る潜在株式数	62,816,288	99.35%

※本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される株式数は減少いたします。

9. 筆頭株主の権利行使予定

当社は、当社の筆頭株主でもある当社代表取締役藤澤信義氏より、本新株予約権の権利行使等の予定について、概ね以下の説明を受けております。

- (1) 本ライセンス・オファリングにより、同氏が保有することとなる本新株予約権については、最大限行使する意向である。
- (2) 本新株予約権の株主確定日より前に当社普通株式を追加取得し、又は第三者から本新株予約権を追加で取得した上で、本新株予約権を行使する可能性もある。
- (3) 上記（1）及び（2）に記載された本新株予約権の行使並びに当社普通株式及び本新株予約権の取得については、同氏の手持ち資金（約100億円）に加えて、その保有する当社普通株式又は本新株予約権の売却その他の処分によって得た資金全額を充当する予定である。
- (4) 但し、上記（3）に記載された、同氏の保有する当社普通株式又は本新株予約権の処分については、本日以降本ライセンス・オファリングの行使期間満了日までの当社普通株式及び本新株予約権の市場価格及びその見込みによっては、全部又は一部が行われぬ可能性がある。

従って、藤澤信義氏の保有する当社普通株式及び本新株予約権の売却状況並びにそれらの見込みによっては、同氏に割当てられることとなる本新株予約権の一部が行使されない可能性があり、また逆に、本ライセンス・オファリング後に同氏が保有する株式の、当社の発行済株式数に対する割合が増加する可能性もあるなど、本日現在においては、同氏による本新株予約権の行使等については未定な事項が多く、流動的な状況にあります。

大株主及び所有比率

割当前（平成25年3月31日現在）	割当後
藤澤信義 47.57%	藤澤信義 47.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口） 7.38%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口） 7.40%
(株)西京銀行 4.58%	(株)西京銀行 4.59%
(株)整理回収機構 4.18%	(株)整理回収機構 4.19%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口） 1.92%	日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口） 1.93%
大阪証券金融(株) 1.54%	大阪証券金融(株) 1.55%

神林 忠弘 0.87%	神林 忠弘 0.87%
モルガンスタンレーアンドカンパニーエルエルシー (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券 (株)) 0.68%	モルガンスタンレーアンドカンパニーエルエルシー (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券 (株)) 0.68%
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クラ イアント アカウント ジエイピーアールデイ ア イエスジー エフイーーエイシー (常任代理人 (株)三菱東京UF J銀行) 0.67%	バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クラ イアント アカウント ジエイピーアールデイ ア イエスジー エフイーーエイシー (常任代理人 (株)三菱東京UF J銀行) 0.68%
MSCO CUSTOMER SECURITIE S (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券 (株)) 0.67%	MSCO CUSTOMER SECURITIE S (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券 (株)) 0.67%

※割当後の比率は、本新株予約権が全て行使された場合の数値です。

#### 10. 各株主の皆様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使による当社株式の取得又は大阪証券取引所等を通じた売却の何れかの方法がございます。具体的な手続につきましては、平成25年5月14日付公表の「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」(URL: <http://www.jt-corp.co.jp>)をご参照ください。

#### 11. 本新株予約権の買付け希望の株主及び投資家の皆様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主及び投資家の皆様につきましては、まずは現在お取引のある証券会社までお問合せください。なお、お取引のございます証券会社で本新株予約権の買付けに係る取次業務を受け付けていない場合は、他の証券会社に新たに口座を開設していただく必要がございます。詳細につきましては、「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」(URL: <http://www.jt-corp.co.jp/html>)にございます「本新株予約権の取得の取次を受け付けている証券会社」をご参考ください。また、本新株予約権の買付けの取次を行う証券会社につきましては、別途公表させていただく予定でございます。

#### 12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

##### (1)最近3年間の業績(連結)

回次	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
営業収益 (百万円)	16,908	24,508	55,683
営業利益 (百万円)	4,324	5,539	12,005
経常利益 (百万円)	4,323	5,486	13,704
当期純利益 (百万円)	3,233	34,500	13,309

包括利益	(百万円)	3,240	34,578	14,197
純資産額	(百万円)	13,961	49,471	70,895
総資産額	(百万円)	37,862	117,546	218,706
1株当たり純資産額	(円)	232.39	798.17	1,013.89
1株当たり当期純利益	(円)	54.30	575.96	214.44
1株当たり配当金	(円)	10.00	12.00	7.00

※当社は、平成24年6月1日付で当社普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、第35期及び第36期に係る1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益は当該株式分割後の発行済株式総数を基に算出しております。

(2)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(3)最近の株価の状況

① 過去3年間の状況(期末)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	234円	469円	1,653円
高 値	600円	1,642円	3,335円
安 値	132円	274円	564円
終 値	405円	1,624円	3,335円

※株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

② 直近3ヶ月の状況

	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月
始 値	1,587円	1,676円	3,500円
高 値	1,750円	3,335円	4,440円
安 値	1,445円	1,674円	2,660円
終 値	1,655円	3,335円	3,990円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成25年5月13日
始 値	4,165円
高 値	4,560円
安 値	4,120円
終 値	4,195円

以 上



ご注意：

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第4回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成25年5月14日付提出の有価証券届出書（URL：<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読されたうえで、株主様又は投資家様の責任において行うことをご理解いただければと存じます。この文書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

Jトラスト株式会社 第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という）

2. 本新株予約権の割当ての方法

新株予約権無償割当ての方法により、平成25年5月30日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

3. 本新株予約権の総数

割当基準日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数とする。

4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成25年5月31日

5. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式1株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1,800円とする。

(3) 本新株予約権の行使期間

平成25年7月5日から平成25年7月30日までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部

9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。
- (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

11. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以 上